

# 限度額適用認定証の準備が『不要』になりました！

これまでの健康保険証の場合、医療機関や薬局の窓口で支払うお金を自己負担限度額までにとどめるために、事前に申請限度額適用認定証を準備する必要がありました。

今後はマイナンバーカードを健康保険証として利用することで、限度額適用認定証がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。



参考！

限度額適用認定証の準備が不要になりました！

厚生労働省

マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法は、マイナポータル公式サイトで確認ができますので、参考にしてみてください。



参考！

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

マイナポータル

すでにマイナンバーカードをお持ちの方は健康保険証として使えるように手続きをしておく、今後の高額療養費制度の利用が楽になります。



参考！

顔認証付きカードリーダーで同意すると、  
どうなるの？

厚生労働省

## 『限度額適用認定 申請書』のご提出の前に…

受診の医療機関や薬局が「オンライン資格確認\*1(マイナ受付\*2)」に対応しているか\*3ご確認いただき、限度額適用認定証の発行が必要な場合のみ、申請書のご提出をお願いいたします。

\*1 医療機関や薬局等でネットワークを介して保険資格の確認等をリアルタイムに行う仕組みのこと。

\*2 対象の医療機関・薬局で健康保険証の代わりにマイナンバーカードが利用できるというもの。

\*3 医療機関、薬局によって導入時期は異なります。

[厚生労働省HP](#)にてまたは右下QRコードよりご確認ください。

利用ができる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。  
また、厚生労働省ホームページでも案内しています。



ステッカー



ポスター



厚生労働省  
ホームページ